

令和4年10月吉日

お取引先様各位

藤林コンクリート工業株式会社

「適格請求書発行事業者登録番号」のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のことお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年（2023年）10月1日より、複数税率に対応した仕入税額控除の方法として「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

税務署へ申請し、登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が、仕入税額控除の要件となります。

つきましては、下記のとおり、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご案内いたします。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

弊社登録番号

T 6 - 1 1 0 0 - 0 1 0 1 - 7 5 4 7

以上

ご不明な点やご質問がございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

藤林コンクリート工業株式会社 総務部経理課
〒945-1352 新潟県柏崎市大字安田 2078 番地
TEL : 0257-24-3375 FAX : 0257-22-6517